

# 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム運営規程

## (指定介護老人福祉施設)

### 第1章 総則

#### (目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、大阪市が設置運営する大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の運営及び入所について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
- 3 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスの提供に努める。
- 4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、特に併設する附属病院との有機的な連携に努める。
- 5 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 前6項のほか、「吹田市老人福祉法施行条例」（令和元年吹田市条例第33号）及び吹田市介護保険法施行条例（平成25年吹田市条例第7号）第13条に定める指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### (事業所の名称等)

第2条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称：大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム
- 2 所在地：大阪府吹田市古江台6丁目2番1号

#### (入所定員)

第3条 施設の入所定員は70名とする。

## 第2章 職員及び職務分掌

### (職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。

- |     |         |     |
|-----|---------|-----|
| (1) | 管理者     | 1名  |
| (2) | 事務員     | 2名  |
| (3) | 生活相談員   | 1名  |
| (4) | 介護職員    | 23名 |
| (5) | 看護職員    | 3名  |
| (6) | 機能訓練指導員 | 1名  |
| (7) | 介護支援専門員 | 1名  |
| (8) | 医師      | 1名  |
| (9) | 栄養士     | 1名  |

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。

### (職務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 管理者  
施設の業務を統括する。
- (2) 事務員  
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員  
入所者の入退所、生活相談、面接、調査及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
- (4) 介護職員  
入所者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (5) 看護職員  
入所者に対する医師の診療の補助及び看護並びに入所者の保健衛生管理に従事する。
- (6) 機能訓練指導員  
入所者の介護度に基づくケアプランや心身状況を勘案し、入所者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- (7) 介護支援専門員  
入所者の介護度、心身の状況等を勘案して、ケアプランの作成等に従事する。
- (8) 医師  
入所者の診察及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- (9) 栄養士  
栄養指導・栄養ケアマネジメントに関する業務及び業務委託業者に対する食事業務全

般についての指導・確認業務に従事する。

2 職員の事務分掌及び日常業務については、管理者が別に定める。

#### (会議)

**第6条** 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

- (1) 職員会議
- (2) ケース検討会議
- (3) 給食会議
- (4) 管理運営会議
- (5) 入退所選考委員会
- (6) 事故防止対策委員会
- (7) 身体拘束廃止委員会
- (8) リスクマネジメント委員会
- (9) アクティビティサービス委員会
- (10) 感染予防対策委員会
- (11) 虐待防止検討委員会

2 会議の運営に必要な事項は、管理者が別に定める。

### 第3章 入所者に対する施設サービスの内容及び利用料

**第7条** 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設について厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 施設は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を入所者から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用 1,445円/日
- (2) 居住に要する費用 従来型個室 1,231円/日 多床室 915円/日
- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用（実費、別途消費税要）
- (4) 施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるものは実費とす

る。(アクティビティサービスにおけるクラブ活動等での費用負担)

(5) 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者及び家族の同意を得るものとする。

(6) 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6又は同規則第172条の2の規定により介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けたものにあつては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とする。なお、第2号について、指定施設介護サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(厚生省告示第21号)により従来型個室の入所者が多床室にかかる当該費用の額を算定するものにあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。

4 施設は、前項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更することができるものとします。

#### (施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

**第8条** 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、入所者が介護認定審査会において審査された要介護認定により、作成された施設サービス計画に基づいて提供される施設サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

## 第4章 運営に関する事項

### (入退所)

**第9条** 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 施設は、入所申込者の入所に際しては、入所者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 施設は、入所者について、介護度、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

6 前項の検討にあつては、「特別養護老人ホーム入退所選考委員会」で協議する。

7 介護支援専門員、生活相談員は、新たに施設入所した入所者に対し面接を行い、施設の目的、方針、目標、入所者心得その他必要な事項を説明して安心と信頼感を抱かせるよう努める。

8 介護支援専門員、生活相談員及び医師は、新たに入所した入所者について、心身の状況、技能、趣味、嗜好、その他心身に関する調査、検診を行い、これを記録保存する。

9 施設は、入所者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営

むことができると認められる入所者に対し、入所者及び家族の希望、入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

10 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

#### (施設の入所にあたっての留意事項)

**第10条** 入所者が施設のサービスを受ける際には、入所者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

2 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂っていただくこととする。
- ・ 面会時間は、10:00～18:30とする。2階詰所入口に置いている「面会カード」に記名のうえ、必ず職員に申し出ること。
- ・ 消灯時間は21:00とする。
- ・ 外泊・外出の際は、その日時・期間と施設での食事の中止・再開時を事前に申し出ること。
- ・ 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用すること。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償していただくこととする。
- ・ 喫煙は禁止する。
- ・ 酒類の持込による飲酒は禁止とする。酒類以外の飲食類の持込は可とするが、持込時に職員が確認を行うこととする。また、6月～9月は生ものの持込は禁止する。
- ・ 金銭・貴重品の管理は自己管理とするが、入所者自身による金銭管理が困難な場合は、入所者又はその家族からの依頼に基づいて当施設の「預かり金規定」に従って管理させていただきます。
- ・ 騒音等其他の入所者に迷惑を及ぼすような「宗教活動・政治活動・営利活動」は禁止する
- ・ 危険物の持込、ペットの飼育は禁止する。

#### (内容及び手続の説明及び同意)

**第11条** 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の入所申込者の施設サービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得る。

#### (受給資格等の確認)

**第12条** 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

**第13条** 施設は、要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退所)

**第14条** 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該入所者の被保険者証に記載する。

(保険給付のための証明書の交付)

**第15条** 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

**第16条** 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により入所者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて入所者が現に抱えている問題を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、入所者及び家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、入所者に対して説明し、同意を得る。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前2項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(指定介護福祉施設の取扱方針)

**第17条** 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、社会福祉及び医学、心理学等の知識を活用し、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行い、快適で規律のある日

常生活を明るく環境のもとで営むことができるようにする。

- 2 施設は、入所者の人権尊重の理念のもとに、入所者の生活のことや財産管理は、入所者自身の意思で決定することを尊重し、入所者自身の意思で決定が困難な認知症等の入所者が安全に生活できるよう、可能な限り援助する。
- 3 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 施設の従業者はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 施設は施設サービス提供にあたっては、当該入所者及び他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- 6 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の入所者の心身状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
  - (3) 入所者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。
  - (4) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (5) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- 7 施設は自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

#### （介護）

**第18条** 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に随時取り替える。
- 5 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 施設は、入所者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

### (食事の提供)

第19条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 7時30分から
- (2) 昼食 12時00分から
- (3) 夕食 17時30分から

2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

3 栄養士は、本条の趣旨に基づいて献立を作成し、食事の品名及び数量を記録整備する。

### (相談・援助)

第20条 施設は、入所者との日常的な交流の場を積極的に活用し、常に入所者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

### (社会生活上の便宜提供等)

第21条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

3 施設は、入院及び治療を必要とする入所者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

### (機能訓練)

第22条 施設は、入所者に対し、施設サービス計画に基づいてその心身の状態等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

### (健康管理)

第23条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、年1回以上の健康診断を実施して、その結果を記録し保管する。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者については、この限りではない。

3 入所者が負傷又は軽度の疾病にかかったときは、弘済院附属病院で治療を行う。

4 施設の食事調理業務に従事する者は、毎月1回以上の検便を受けるものとする。

### (栄養管理)

第24条 入居者の健康状況に注意し健康保持のための措置を行い、管理栄養士は、個々の入居者の栄養状態に着目した栄養管理・栄養ケアマネジメントを行う。

(口腔衛生の管理)

第25条 入所者の口腔の健康を維持し、自立支援や重度化を防止するため、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

(入所者の入院期間中の取扱)

第26条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所できるようにする。

(入所者に関する保険者への通知)

第27条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第28条 施設は、入所者に適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

- 2 施設は、当該施設の職員によって施設サービスを提供する。ただし、入所者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 施設は職員に対し、その資質向上のために研修の機会を確保する。

## 第5章 緊急時における対処方法

(緊急時等の対応)

第29条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関大阪市立弘済院附属病院への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第30条 入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、入所者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速や

かに行う。

- 3 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
  - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
  - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 第6章 非常災害対策

### （非常災害対策）

- 第31条** 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。
- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

### （危機管理）

- 第32条** 施設は事業運営及び管理にあたって、火災、地震、食中毒、伝染病、その他の事故等で施設全体に関わる災害対応が生じた場合は、弘済院災害応急対策計画等に基づき、緊急の対応を行う。

### （業務継続計画の策定等）

- 第33条** 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
  - 3 施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 第7章 その他運営に関する事項

### （定員の厳守）

**第34条** 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

**第35条** 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。

(1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)に沿った対応を行う。

(重要事項の掲示)

**第36条** 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、入所料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

**第37条** 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(個人情報等)

**第38条** 施設は、入所者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入所者又はその家族の個人情報については、施設での施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

**第39条** 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

#### (苦情処理)

**第40条** 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供した施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ入所者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供した施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

#### (地域等との連携)

**第41条** 施設は、運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 施設はその運営に当たっては提供した施設サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

**第42条** 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
- (2) 入所者及びその家族からの虐待などに関する苦情処理体制の整備
- (3) 虐待防止のための指針を整備する
- (4) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する
- (5) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

2 施設は、サービス提供中に、当該施設又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (その他運営に関する留意事項)

**第43条** 施設は、全ての指定介護老人福祉施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他

これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 施設は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

## 第8章 会計の区分及び記録の整備

### (会計の区分)

第44条 施設は、施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

### (記録の整備)

第45条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、記録保存年限については吹田市条例に基づき、サービス提供の日から5年間保存する。

### (法令との関係)

第46条 この規程に定めのないことについては、吹田市条例並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

### 附則

- 1 この運営規程は、平成12年4月1日から施行します。
- 2 この運営規程は、平成17年4月1日から施行します。
- 3 この運営規程は、平成17年10月1日から施行します。
- 4 この運営規程は、平成19年2月1日から施行します。
- 5 この運営規程は、平成22年3月1日から施行します。
- 6 この運営規程は、平成27年8月1日から施行します。
- 7 この運営規程は、平成28年12月1日から施行します。
- 8 この運営規定は、令和元年10月1日から施行します。(介護報酬改定に伴う形式的変更の

み)

- 9 この運営規定は、令和2年4月1日から施行します。
- 10 この運営規定は、令和3年8月1日から施行します。
- 11 この運営規定は、令和4年4月1日から施行します。
- 12 この運営規定は、令和5年4月1日から施行します。
- 13 この運営規定は、令和6年4月1日から施行します。
- 14 この運営規定は、令和6年8月1日から施行します。(介護報酬改定に伴う形式的変更の

み)

- 15 この運営規定は、令和6年10月1日から施行します。